

## 静岡市認知症ケア推進企画会議設置要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、認知症ケアを推進することを目的として、認知症に対する理解を促進させ、関係団体と協議し、それぞれが実施する認知症のケアに資する取組を企画するため、静岡市認知症ケア推進企画会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 認知症ケアの推進事業の企画及び普及に関すること。
- (2) 認知症の総合支援の拠点機能の在り方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

### (組織)

第3条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の大学を代表する者
- (2) 保健医療関係団体を代表する者
- (3) 農林水産関係団体を代表する者
- (4) 経済関係団体を代表する者
- (5) 静岡市保健福祉長寿局地域包括ケア推進本部長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴

くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条第1号に掲げる事業に必要な調査及び研究をさせるため、会議に次に掲げる作業部会を置き、当該各号に掲げる事項を所掌させる。

- (1) 食作業部会 認知症ケアの推進事業のうち食の分野に関すること。
- (2) 運動作業部会 認知症ケアの推進事業のうち運動の分野に関すること。
- (3) 趣味・活動作業部会 認知症ケアの推進事業のうち趣味・活動の分野に関すること。

2 各作業部会は、市長が委嘱するものをもって組織する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉長寿局地域包括ケア推進本部において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月27日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。